

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	放送ネットワーク災害対策用設備等に係る標準課税の特例措置の創設			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間放送事業者等による予備放送設備、災害放送設備等の整備に対して、課税標準の特例措置を適用する。</p> <p>対象者：民間放送事業者 対象設備： ① 予備放送設備 （予備送信設備、予備電源設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、津波対策等設備及び付帯設備） ② 災害放送設備 （緊急地震速報設備、緊急警報放送設備及び付帯設備） ③ 公共情報commons関連設備 （サーバ及び付帯設備） ④ 予備放送設備の整備に必要な敷地等の不動産</p> <p>対象者：Wi-Fi 利用放送を行う者（CATV事業者、大規模施設管理者等）（当該放送を電気通信事業者が設置する電気通信設備を利用して行う場合における当該電気通信事業者を含む。） ※ 地方公共団体が策定した計画又は地方公共団体との間で締結した協定に基づき放送を行う者に限る。 対象設備：Wi-Fi 利用放送設備 （サーバ、Wi-Fi アクセスポイント、非常用電源設備、デジタルサイネージ及び付帯設備） ※ 地方公共団体が策定した計画又は地方公共団体との間で締結した協定に基づき対象者が放送を行うために利用する設備に限る。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記の対象設備について、取得後5年度分の固定資産税に関して課税標準を1/2に圧縮。また、不動産取得後の不動産取得税に関して課税標準を1/2に圧縮。</p>			
関係条文	[ ]			
減収見込額	<p>[初年度] 固定資産税 ▲50（－）、不動産取得税 ▲4（－） [平年度] 固定資産税 ▲146（－） [改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>			

要望理由

(1) 政策目的

放送は、地域住民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、東日本大震災においても、特にラジオは、被害情報、避難情報の提供等地域住民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たした。

一方で、東日本大震災では、テレビ・ラジオの送信所における商用電源の供給停止や設備損壊による放送停波、海岸沿いに立地するAM送信所の津波被害が生じており、予備送信設備や予備電源設備の整備、海岸沿いや河川沿いに設置されることが多いAM送信所の津波・洪水対策が課題となっている。

加えて、あらゆる情報伝達手段が失われた東日本大震災の経験から、新たな技術を含む多様な手段による情報伝達が求められており、緊急地震速報の高速化、緊急警報放送の一層の普及、自治体が発信する避難指示等の迅速・正確な伝達等についても、災害時の被害軽減に向けた課題となっている。

総務省では、本年2月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を開催し、こうした課題への対応について検討を重ねてきた。本年7月の取りまとめでは、国として、①予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備、②災害対策としての送信所の整備、③緊急地震速報や緊急警報放送の更なる充実、④公共情報 commons の活用等を推進すべきとの提言がなされたところである。

また、後述【参考1】のとおり、防災・減災に向けた取組について閣議決定等がなされている。

首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、こうした放送ネットワークの災害対策の強化について、放送事業者の自主的取組に委ねるだけでなく、災害時における情報提供を確実なものとし、地域住民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、国として放送事業者等の取組を加速させる必要がある。

加えて、こうした放送ネットワークの災害対策の強化により、災害時のみならず平時においても、自治体による市政情報や観光情報の発信等、行政、医療、教育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。

そこで、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報 commons 関連設備の整備等を行なう放送事業者等に対し、設備の取得に係る税制の特例措置を適用することにより、災害時における放送による地域住民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、放送を通じた地域経済の活性化も図ることとする。

(2) 施策の必要性

災害時における情報提供を確実なものとし、地域住民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、国として、放送事業者等による取組を加速させる必要がある。

加えて、放送ネットワークの災害対策の強化は、災害時のみならず平時においても自治体による市政情報や観光情報の発信など、行政、医療、教育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化をもたらし、地域住民の生活の利便性の向上や地域経済の活性化にも貢献することが期待されるものである。

平成22年の放送法改正により放送施設の安全・信頼性に係る技術基準が策定され、必要最低限の一律の設備整備が義務付けられたが、地理的環境等によって個々の事業者、個々の放送施設ごとに異なる災害リスクを踏まえたより強固な災害対策については、事業者の対応に差異が生じ、災害時における情報不足による被害拡大が懸念される。

地域住民の生命・財産の安全確保に必要な情報提供を維持・強化するためには、短期間で集中的に災害対策が実施される必要があり、そのため、本施策により、放送事業者等による設備投資へのインセンティブを付与することが必要である。

【参考1】放送ネットワークの強靱化に関する政府計画等

① 安倍内閣の基本方針（抄）（平成24年12月26日閣議決定）

老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。

② 経済財政諮問会議

経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）

(3) 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組

政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を行い、国土強靱化推進に向けた当面の対応で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方にに基づき、対応方を具体化し、その推進を加速する。

③ 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議

国土の強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））の推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について（平成25年8月8日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）

別紙 重点化すべき各プログラムの今後の対応方針

「情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生」

○予備電源装置の整備等を含め国民・企業向け施設（ラジオ送信所など）及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図る。

○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。

「電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止」

○予備電源装置の整備等を含め国民・企業向け施設及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図る。

○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。

別添 1 プログラムの施策及び今後の対応方針

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生  
(上記のとおり)

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止  
(上記のとおり)

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、災害関連情報の一元的集約・共有や民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、緊急地震速報等による災害放送の迅速・確実な伝達、地域密着型情報ネットワークの構築、ラジオによる自治体情報提供、多様なメディア（防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等）を活用した情報の一括配信、公共情報 commons の活用、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。

○国民・企業向け施設及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図るとともに、地域全体の災害対策を着実に推進する。特に、難聴対策・災害対策としてのラジオ送信所の整備、予備電源設備等のバックアップ設備を整備する。

④ 産業競争力会議

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

4. 世界最高水準のIT社会の実現

ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事業環境を実現するため、今般策定される新たなIT戦略（本園6月14日閣議決定）を精力的に推進

⑤ IT総合戦略本部

「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）

① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築

災害時にすべての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築

「新たなIT戦略の工程表」

(2) 世界一安全で災害に強い社会の実現

① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築

【短期（2013年度～2015年度）】

○防災情報インフラ構築

・耐災害性の高い強靱な通信・放送ネットワークの構築や災害関連情報の一元的集約・共有機能や多様なメディアへの一括配信機能を持つシステム導入を促進【総務省】

⑥ 総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」

「中間取りまとめ」（平成25年7月17日策定・公表）

第4章 提言

- ・ 東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。
  - ・ ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所の整備を推進すべきである。
  - ・ 災害情報を迅速・確実に伝えるため、緊急地震速報や緊急警報放送への対応のさらなる充実に向けたラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における自主的な取組を促すべきである。
  - ・ ラジオによる自治体情報の提供にあたっては、災害関連の情報ははじめ、地域住民に向けた公共的な情報の伝達に関する共通の情報基盤である「公共情報 commons」を活用していくことが有効であり、こうした取組を一層推進していくことが必要である。
- 等

【参考 2】本件に関する規制

放送施設の安全・信頼性に係る技術基準

○放送法施行規則

(予備機器等)

第 104 条 番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

(停電対策)

第 109 条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。

2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

(屋外設備)

第 112 条 屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

2 (略)

本要望に  
対応する  
縮減案

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 3. 放送分野における利用環境の整備	
	政策の達成目標	災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、以下の設備整備等を目指す。 (1) 放送施設の災害対策の強化 想定される災害リスクに応じた放送施設の災害対策の強化。特に、 ① 対象世帯が多い放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。 ② 全ての中継局における予備電源の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。 (2) 災害放送の迅速・正確な実施 緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報commons、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで（2年間）	
	同上の期間中の達成目標	(1) 放送施設の災害対策の強化 ① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。 ② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。 (2) 災害放送の迅速・正確な実施 緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報commons、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。	
政策目標の達成状況	(1) 放送施設の災害対策の強化 放送施設の安全・信頼性基準に基づき、必要な設備整備を実施。 (2) 災害放送の迅速・正確な実施 ① 緊急警報放送については、テレビは127事業者中106事業者（83%）が対応済み。ラジオは100放送事業者中16事業者（16%）が対応済み。 ② 緊急地震速報については、テレビは127事業者中125事業者（98%）が対応済み。文字スーパー方式による高速化は57事業者（45%）が対応済み。ラジオは100事業者中79事業者（79%）が対応済み。 ③ 公共情報commonsについては、テレビは127事業者中23事業者（18%）、ラジオは100事業者中7事業者（7%）が対応済み。 ④ CATV連盟に所属するCATV事業者158社中、52社（33%）がWi-Fi アクセスポイントを設置している。		
有効性	要望の措置の適用見込み	(1) 民間放送事業者 154社 (2) Wi-Fi 利用放送を行う者 103者 (CATV事業者：50社、大規模施設管理者：53者)	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本件特例措置の創設により、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者等において難聴対策や災害対策のため、送信所設備、予備放送設備、災害放送設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備展開によって、地域住民の生命・財産の安全確保、国家機能の維持等を担う情報通信基盤の強化が期待される また、放送を通じた地域経済の活性化や地域の耐災害性の向上等が期待できる。 また、本件特例措置の創設による減税効果により、更なる投資が喚起され、難聴対策や災害対策の早期実現が期待される。 なお、本制度が導入されなかった場合、事業者における取り組みが遅れ、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害が想定される中、地域住民に対し、生命・財産の安全確保に必要な情報が届かず、被害が拡大することが懸念される。	
		ページ	1-5

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国税 対象設備に係る特別償却の適用（法人税）
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	放送施設の災害対策の強化については、平成22年の放送法改正により、放送の安全・信頼性に関する技術基準への適合義務が設けられ、総務省令等において、全国一律の技術基準を策定。
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報が適切に提供されるよう、災害リスクを考慮した放送設備の災害対策の強化等を、制度面での対応、税制上の対応を併せて、総合的に推進するもの。 特に、災害対策は、いつ起こるか分からない大規模災害への備えとして推進するものであり、可能な限り早期における対応が求められるところ、本税制措置は、固定資産税及び不動産取得税の負担を軽減することにより設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒しして実施させる効果が期待される場所である。
	要望の措置の 妥当性	首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害対策により、災害時における地域住民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供を確実なものとする事は、公共性・公益性の観点から国として取り組むべき課題である。 放送事業者等における難聴対策、災害対策の早期対応を促進するためには、早期の設備投資を促進するためのインセンティブを付与するとともに、減税分による更なる追加投資の意欲を喚起する税制上の特例措置が政策上有効であり、その恩恵は災害時における地域住民の生命・財産の安全の確保につながるものであり、妥当性がある。 また、本措置の創設により災害対策が早期に実現され、災害等においても地域住民の生命・財産等の安全のより確実な確保に資することが見込まれるため、必要最小限の措置として、税収減を是認できるものと考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	<p>平成 24 年度「通信・放送システム災害対策促進税制」  <b>【概要】</b>  東日本大震災時における通信・放送サービスの広域的、長時間にわたる停滞の発生を踏まえ、大規模災害時も、電気通信事業者及び放送事業者が継続してサービス提供するために必要となる以下の対象設備の特別償却措置の適用を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象者 電気通信事業者及び放送事業者</li> <li>② 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用電源設備（商用電源の供給が停止した場合において、電気通信設備、放送設備に電力を供給するもの）</li> <li>・ 災害発生時において通信・放送サービスの提供を維持するために必要な予備設備</li> </ul> </li> <li>③ 措置内容 取得価額の 20%の特別償却</li> </ul>
ページ	1—7